

鳥取県告示第182号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第24条第2項の規定に基づき、指定検査機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定検査機関の名称
財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- 2 変更する事項
指定検査機関の名称
変更前 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
変更後 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- 3 変更年月日
平成24年4月1日